

令和3年4月吉日

普通預金口座を開設されるお客さまへ

日新信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のご案内

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年7月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただくことといたしました。

未利用口座管理手数料はあくまでも令和3年7月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象となることはありません。

未利用口座管理手数料の詳細は次のとおりとなります。

以下①～⑤のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。	
①	令和3年7月1日以降に開設された普通預金口座であること
②	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落としは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座であること
③	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること
④	同一支店において、他に定期性預金・外貨預金・国債等のお取引がないこと
⑤	同一支店において、お借入がないこと

※普通預金口座には、総合口座を含みます。

※紛失などによりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座をお持ちのお客さまについては、事前に文書にて、お届けのご住所にお取引状況の「ご案内」をさせていただいた上で約3ヵ月経過後に、該当普通預金口座から年間1,200円（消費税別途）の手数料を引落しさせていただきます。お客さまの口座残高が、未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部としていただき同口座を解約させていただきます。なお、令和3年6月30日現在で開設されている普通預金口座は未利用口座管理手数料の対象外となります。

未利用口座管理手数料については、次の目的のために適用させていただくものです。

- ・当該口座の再活用によるお取引の再開をお願いしたいこと
- ・今後ご利用のない口座について、不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること

ご不明な点は、お取引店舗までお問い合わせください。

